

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内 (家計急変者)

食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当の支給を受けられる水準まで収入が減少している方に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

●対象者

食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降に家計が急変し、急変後1年間の収入(※令和5年1月以降の任意の1ヶ月の収入合計額を12倍した金額)が次の表の収入基準額を下回っている方。

(注)収入とは、給与収入・年金収入・事業収入・不動産収入・養育費のことをいいます。

※ただし、令和5年1月以降にひとり親世帯になった方は、ひとり親世帯になった日の属する月の翌月からの収入となります。

例)令和5年5月15日に離婚してひとり親世帯になった場合
令和5年6月分以降の1ヶ月の収入合計額となります。

<収入基準額>

扶養親族の人数 (申請日時点)	申請者の基準額	配偶者・扶養義務者・孤児等の 養育者の基準額
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

※6人以上の場合は、1人増えるごとに475,000円を加算してください。

※上の表の収入基準額を超えていても、一定の所得要件を満たせば支給の対象となることがあります。

●支給額児童1人当たり 5万円**●申請方法**

郵送か福祉事務所の窓口まで申請書と必要書類を提出してください。

●申請期限

2024年（令和6年）2月29日（木）（消印有効）

●支給時期

申請を受付した月の翌月末頃振込予定

※ご提出いただいた書類に不備・不足がある場合は、支給が遅れる場合があります。

●提出書類①子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）②添付書類

- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し）
- ・受取口座の確認書類（通帳等の写し）
- ・戸籍謄本等の支給要件を確認できる書類

※既に小値賀町で児童扶養手当の認定や福祉医療費（母子）を受けている場合は不要。

③簡易な収入（所得）額の申立書（申請者本人用）④簡易な収入（所得）額の申立書（扶養義務者等用）

※扶養義務者等が複数いる場合、収入が1番多い方についてご記入ください。

扶養義務者：同居している父母・兄弟・姉妹・祖父母・子・曾祖父母・孫・曾孫

⑤収入（所得）を証明する書類**●お問い合わせ先**

小値賀町福祉事務所

子育て世帯生活支援特別給付金担当

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1

電話：0959-56-3111（代表）

FAX：0959-43-3077

（平日 午前8時30分～5時15分）